第一号) 学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修

第一条 この条例は、働きながら高等学校の定時 を促進し、教育の機会均等の保障を図ることを の当該定時制の課程及び通信制の課程への修学 修学奨励金を貸与することにより、これらの者 制の課程及び通信制の課程に在学する者に対し、

(修学奨励金の貸与)

- 与する旨の契約を結ぶことができる。 当と認める者に対し、修学奨励金を無利息で貸 知事は、次の各号に該当する者のうち適
- 届出に係る高等学校の通信制の課程に在学し、 と定めた教科・科目を履修しているものに限 もの又は当該高等学校で年間に履修すべきもの 単位以上に相当する教科・科目を履修している 画を有すると認められる者であつて、年間十八 びに特別活動を四年以内で履修して卒業する計 に属する科目(以下「教科・科目」という。)並 で定めた卒業までに履修させる各教科及びこれ する者にあつては、その者が在学する高等学校 による課程」という。)又は通信制の課程に在学 程の区分を設けない定時制の課程(以下「単位制 かつ、県内に住所を有する者(学年による教育課 五十四条第三項の規定による文部科学大臣への 制の課程に在学する者若しくは卒業を目的とし 者又は卒業を目的として県内の高等学校の通信 て学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第 県内の高等学校の定時制の課程に在学する
- つては、その者の所得)が知事が定める額を超 の者を扶養親族としている者がない場合にあ 得(その者が独立生計を営むこと等によりそ あつて、その者を扶養親族としている者の所 経済的理由により著しく修学が困難な者で
- 条第三項に規定する失業の状態にある者を含 用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四 経常的収入を得る職業に就いている者(雇

0 森県教育委員会規則第一号) 学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月青 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修

(趣旨)

第一条 この規則は、 等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸 させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七 事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行 定めるものとする。 与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号。以下 十三号)第二条第三項の規定に基づき、青森県高 「条例」という。)の施行について必要な事項を 青森県知事の権限に属する

(所得の額)

- 第二条 条例第二条第二号の知事が定める額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に掲げる額とする。
- 課税対象とならない額の最高額の百九十二パ 律第三十三号。以下「法」という。)に基づく いる者がある場合 所得税法(昭和四十年法 貸与を受けようとする者を扶養親族として -セントに相当する額
- 二 貸与を受けようとする者を扶養親族として 除く。) 二百七十九万円 いる者がない場合(第三号に該当する場合を
- 三 貸与を受けようとする者を扶養親族として 課税対象とならない額の最高額の百九十二パ 者が扶養親族を有している場合 法に基づく いる者がない場合で、貸与を受けようとする ーセントに相当する額

(修学奨励金の貸与申請)

- 第二条の二 条例第二条に規定する修学奨励金 なければならない。 (以下「校長」という。)を経て教育長に提出し に掲げる書類を添え、現に在学する学校の校長 うとする者は、貸与申請書(第一号様式)に、次 (以下「修学奨励金」という。)の貸与を受けよ
- 超えない見込みであることを証する書類 当該各号に掲げる額を超えないこと若しくは 所得が、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、 いる者の所得又は貸与を受けようとする者の 貸与を受けようとする者を扶養親族として
- 証する書類 経常的収入を得る職業に就いていることを
- 三 学年による教育課程の区分を設けない定時 に履修させる各教科及びこれに属する科目 制の課程(以下「単位制による課程」という。) ることを証する書類(第一号の二様式) 動を四年以内で履修して卒業する計画を有す (以下「教科・科目」という。)並びに特別活 その者が在学する高等学校で定めた卒業まで 又は通信制の課程に在学する者にあつては、

学する者にあつては、県内に住所を有するこ 第五十四条第三項の規定による文部科学大臣 への届出に係る高等学校の通信制の課程に在 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

証する書類 関を利用してその費用を負担していることを 貸与を受けようとする者にあつては、 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の

(貸与の決定等)

- 第三条 教育長は、前条の貸与申請書を受理した りその旨を当該申請者に通知するものとする。 員会の選考を経なければならない。 与の額を決定し、 ときは、修学奨励金を貸与するかどうか及び貸 教育長は、前項の決定にあたつては、 決定通知書(第二号様式)によ

(契約書の取交わし)

第四条 受けた者と契約書(第三号様式)を取り交わすも のとする。 する旨の決定の通知をしたときは、その通知を 教育長は、前条第一項の規定により貸与

第一号) 学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修

3

(貸与の額)

第三条 円以内とする。 修学奨励金の貸与の額は、月額一万八千

(貸与の方法)

月分を併せて貸与することができる。 その他特別の事情を勘案して、あらかじめ、二 貸与するものとする。ただし、知事は、休業日 月数を通算して四年以内の期間に限る。)、毎月 卒業する日の属する月までの間(貸与を受けた が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を ら当該契約の相手方(以下「修学生」という。) した契約(以下「契約」という。)で定める月か 修学奨励金は、第二条の規定により締結

> された修学奨励金があるときは、その修学奨励 場合において、これらの月の分として既に貸与 修学奨励金の貸与を行わないものとする。この 又は新たに出席した日の属する月の前月分まで た日の属する月以後の分として貸与されたもの 金は、当該修学生が復学し、又は新たに出席し あるときは、その日の属する月の分)から復学し、 た日の属する月の翌月分(当該日が月の初日で 分を受け、又は長期にわたつて欠席するに至つ

当該貸与に関する債務について、二人以上の連 帯保証人を立てなければならない。 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、

(契約の解除等)

第六条 知事は、修学生が次の各号の一に該当す るに至つたときは、契約を解除することができ

二 修学奨励金の貸与を受けることを辞退した 第二条に掲げる要件を欠くに至つたとき。

その他修学奨励金の貸与の目的を達成する

- 間については、この限りでない。 奨励金の貸与を受けなかつた期間に相当する期 のとする。ただし、第二号に該当する場合にお 至つたときは、修学奨励金の貸与を休止するも いては、前年度以前の同一学年において、修学 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに 見込みがなくなったと認められるとき。
- たつて欠席したとき。 休学し、停学の処分を受け、又は長期にわ
- 一 定時制の課程(単位制による課程を除く。 つたため同一学年を重ねて履修するとき。 に在学する修学生については、進級できなか
- 該年度に修得すべき単位数に満たないと認め えた期間)以内で修得して卒業するために当 合は、当該期間の属する年度に係る年数を加 科・科目の単位数を四年(休学の期間がある場 高等学校で定めた卒業までに修得させる教 科・科目の単位数が、当該修学生の在学する する修学生については、各年度に修得した教 られるとき。 単位制による課程又は通信制の課程に在学

つたときは、当該修学生が、休学し、停学の処 知事は、修学生が前項第一号に該当するに至

0 森県教育委員会規則第一号) 学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月青 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修

(貸与の額)

第四条の二 修学奨励金の貸与の額は、月額一万 四千円とする。 02_青森県

う。)の区分に応じ、下欄に掲げる額とすること する者に係る修学奨励金の貸与の額は、次の表 関を利用してその費用を負担することを常例と ができる。 (以下「一箇月当たりの通学費用相当額」とい 入に要する金額を当該期間の月数で除した金額 月を超えない範囲内で最も長い期間のものの購 ている通学用定期乗車券の通用期間のうち六箇 の上欄に掲げる当該交通機関において発行され 前項の規定にかかわらず、通学のため交通機

六千円以上七千円未満 七千円以上八千円未満 五千円以上六千円未満 八千円以上 一箇月当たりの通学費用相当額 月額一万七千円 月額一万五千円 月額一万六千円 月額一万八千円 貸与の額

(貸与の額の変更)

第四条の三 前条第二項に規定する修学奨励金の きは、その日の属する月)から変更するものとす 合において、貸与の額は、その事実の生じた日 経て教育長に提出しなければならない。この場 様式)に第二条の二第五号の書類を添え、校長を 事実が生じたときは、貸与額変更申請書(第四号 貸与を受けている者は、貸与の額に変更すべき の属する月の翌月(その日が月の初日であると

- 請者に通知するものとする。 通知書(第四号の二様式)によりその旨を当該申 たときは、貸与の額を決定し、貸与額変更決定 教育長は、前項の貸与額変更申請書を受理し
- た者と変更契約書(第五号様式)を取り交わすも する決定の通知をしたときは、その通知を受け 教育長は、前項の規定により貸与の額を変更

(修学奨励金の交付)

第五条 するものとする。 修学奨励金は、 毎月二十五日までに交付

は、その差額は、変更契約書を取り交わした日 条の規定により変更した貸与の額を上回るとき 以後に貸与する修学奨励金の一部とみなす。 前項の規定により交付した修学奨励金が、前

0 第一号) 学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修

(返還債務の当然免除)

部を免除する。 由に該当する場合は、修学奨励金の返還債務の全 信制の課程を卒業した場合その他知事が定める事 与者」という。)が高等学校の定時制の課程又は通 修学奨励金の貸与を受けた者(以下「被貸

- 第八条 学奨励金の貸与を受けた月数を通算した期間内 学奨励金の返還債務の履行を猶予される場合に る月の翌月から起算して六月を経過した後、 あつては、当該猶予の期間が満了した日)の属す た日(第十条第一項又は第二項の規定により修 至つたときは、当該各号に規定する事由が生じ 修学奨励金を返還しなければならない。 被貸与者は、次の各号の一に該当するに 修
- 契約を解除されたとき。
- 契約に定める修学奨励金の貸与の期間が満 したとき。
- るものとする。 妨げない。 前項の返還は、月賦又は半年賦の均等払によ ただし、繰上返還をすることを

(返還債務の裁量免除)

- 第九条 全部又は一部を免除することができる。 するに至つたときは、 知事は、被貸与者が次の各号の一に該当 修学奨励金の返還債務の
- 死亡したとき。
- 学奨励金の返還が困難と認められるとき。 心身障害その他やむを得ない事由により修

(返還債務の履行猶予)

- 第十条 在学の期間、 与の期間の満了後引き続き高等学校の定時制の 課程又は通信制の課程に在学する場合は、 被貸与者が契約に定める修学奨励金の貸 修学奨励金の返還債務の履行を猶 当該
- 2 奨励金の返還債務の履行を猶予することができ 当する場合には、当該各号に定める期間、 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該 修学
- 場合(前項に該当する場合を除く。) む。)、高等専門学校又は大学に在学している 高等学校(中等教育学校の後期課程を含 その在
- 算して五年を超えない期間に限る。 している場合 その事由の継続する期間(通 災害、疾病その他やむを得ない事由が発生

0 学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月青 森県教育委員会規則第一号) 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修

(返還債務の免除事由)

業したことと同等の事由があると認めたときと高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒 卒業程度認定試験に合格した場合で、 十七年文部科学省令第一号)に基づく高等学校る場合は、高等学校卒業程度認定試験規則(平成六条 条例第七条の知事が定める事由に該当す 教育長が

(卒業の届出等)

- 試験合格による返還債務免除申請書(第六号様格したときは、速やかに高等学校卒業程度認定 長に提出しなければならない。 式)に、合格したことを証する書類を添えて教育

(返還明細書の提出等)

- 第八条 ければならない は、その事由が生じた日から起算して一月以内より修学奨励金を返還しなければならないとき八条 被貸与者は、条例第八条第一項の規定に に返還明細書(第七号様式)を教育長に提出しな 被貸与者は、
- らない 修学奨励金の返還の方法を変更しようとすると前項の規定により返還明細書を提出した者は、 教育長に提出して、 きは、返還方法変更承認申請書(第八号様式)を その承認を受けなければな

(均等払による返還額)

による返還額に一円未満の端数が生じたときは、第八条の二 条例第八条第二項に規定する均等払 最後の返還額に合算する。

- を証する書類を添えて教育長に提出しなければ人物の場所を受けようとするときは、返還又は一部の免除を受けようとするときは、返還人の場所を受けようとするときない。 連帯保証人は、被貸与者が死亡したため第九条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したため ならない
- を添えて教育長に提出しなければならない。 るときは、 の他やむを得ない事由のあることを証する書類 返還債務の全部又は一部の免除を受けようとす 被貸与者は、条例第九条第二号の規定により 返還債務免除申請書に、 心身障害そ
- 書を受理したときは、修学奨励金の返還債務を請書及び前二項の規定による返還債務免除申請 校卒業程度認定試験合格による返還債務免除申 除通知書(第十号様式)により当該申請者に通知 免除するかどうか及び免除する額を決定し、 教育長は、第七条第二項の規定による高等学 免

- (返還債務の履行猶予申請等) 1 (返還債務の履行猶予申請等) 2 (2) 第十条 被貸与者は、条例第十条第二項の規定に 2) 第十条 被貸与者は、条例第十条第二項の規定に 2) 1 (2) 1 (2) 1 (3)
- する。 二号様式)により当該申請者に通知するものと 受理したときは、 を猶予するかどうかを決定し、決定通知書(第十 教育長は、前項の返還債務履行猶予申請書を 修学奨励金の返還債務の履行
- 3 内とし、必要に応じて一年以内の期間をもつて合に返還債務の履行を猶予する期間は、一年以合、条例第十条第二項第二号の規定に該当する場 更新することができるものとする。

(連帯保証人の変更申請)

第十一条 してその承認を受けなければならない。証人変更申請書(第十三号様式)を教育長に提出 連帯保証人を変更しようとするときは、 証人の死亡、失そう、その他特別の事情により下「修学生」という。)又は被貸与者は、連帯保 修学奨励金の貸与を受けている者(以 連帯保

(所得証明等の提出)

- 第十二条 に掲げる書類を校長を経て教育長に提出しなけ十二条(修学生は、毎年三月二十日までに、次 ればならない。 修学生は、
- ては、 者の所 前年における修学生を扶養親族としている り扶養親族レ 修学生の所得)を明らかにする書類 得(修学 生が独立生 Ē 等
- 証する書類 経常的収入を得る職業に就いていることを
- 単位数を証する書類(第十四号様式) する者にあつては、当該年度までに修得した 単位制による課程又は通信制の課程に在学
- 兀 る書類 利用してその費用を負担していることを証す貸与を受けている者にあつては、交通機関を 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の

- 第十三条 け出なければならない。 きは、速やかにその旨を校長を経て教育長に届子三条 修学生は、次の各号の一に該当すると
- の要件を欠くに至つたとき。 条例第二条に掲げる貸与を受ける者として
- うとするとき。 修学奨励金の貸与を受けることを辞退しよ
- 三 たとき。 制課程若しくは通信制課程に転学又は転籍し 条例第二条第一号に規定する高等学校定時
- 兀 復学したとき。 休学し、 又は停学の処分を受けたとき及び
- 五. たとき及び新たに出席したとき。 一月以上の欠席をしようとするとき又はし
- 及びその学年から進級したとき。 同一学年を重ねて履修することとなつたとき に在学する修学生が、進級できなかつ 定時制の課程(単位制による課程を除く。) たため
- 氏名又は住所を変更したとき。
- あつたとき。 連帯保証人の氏名、 住所又は職業に変更が
- 届け出なければならない に該当するときは、速やかにその旨を教育長に 被貸与者は、 前項第三号、 第七号又は第八号